

福井地方最低賃金審議会小委員会 議事要旨

- 1 日時 令和4年9月8日(木) 13:30~15:30
- 2 場所 福井春山合同庁舎 10階 第二共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 2名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名
- 4 議題
(1) 福井県特定最低賃金(百貨店・総合スーパー)の最低賃金改正決定について
(2) その他

5 議事要旨

議題(1)について

事務局より、福井県特定最低賃金(百貨店・総合スーパー)の必要性審議の各委員の紹介を行った。

なお、労側・使側参考人の意見を聴取し、その後各委員の意見を聴取した。参考人に対して、公益委員から五つの事前に用意された質問が行われ、それに対して、参考人の所属する会社や業界の現況について回答が行われた。また、参考人からの話を受けて各委員からの質問も行われた。

参考人の意見として、百貨店・総合スーパー産業の現況等については、百貨店・総合スーパーにかかわらず、コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢及び為替の影響で、海外より原材料の輸入が滞っている状況で商品の購入の作成等が行えず、それらにより全体的な売上が落ちている。

また、業界全体ではそれぞれの企業により集客力には差があり収入格差があることは否めない。

なお、労働力確保も難しくアルバイトやパートの主の労働力が不足していることが常態化している。

使側委員の意見からは特段の意見はなかったが、使側参考人からは使用者の意見として、原材料等の高騰に係る商品への価格転嫁は難しいが、値上げ等は避けて通れない状況にあり、集客に影響が出ることもやむを

得ない状況にある。よって、これ以上の特賃を上げることは小規模経営の事業所等は経営そのものを危機的状況にすると意見であった。

労働側委員の意見としては、各業界とも同じ状況だと言えるが、原材料等の高騰に係る商品への価格転嫁は適正なものであれば、消費者は受け入れられるもので、適正な値上げ等を行い、更に事業には不可欠な優秀な人材を確保するためには、やはり高い賃金であり社内環境や福祉等の充実が必要と若い世代の方は考えているとの意見であった。

百貨店・総合スーパー産業を盛り立てていくためにも特定最賃の改正は必要との意見である。

議題（２）について

特になし。